

保 発 1021 第 1 号
令 和 4 年 10 月 21 日

都 道 府 県 知 事
地 方 厚 生 (支) 局 長 } 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
(公 印 省 略)

「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」の一部改正について

療養費の支給対象とすることが適当と認められる既製品の治療用装具については、
「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」(平成 28 年 9 月 23 日保発
0923 第 3 号)においてお示ししているところであるが、今般、当該通知の一部を下記
のとおり改正し、令和 4 年 11 月 1 日から適用することとしたので、貴管下の関係者
に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」(平成 28 年 9 月 23 日保発
0923 第 3 号)の一部を次の表のように改正する。

○「療養費の支給対象となる既製品の治療用装置について」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>(略)</p> <p>1 リスト収載された製品は、次の要件を全て満たす、療養費の支給対象とすることが適当と認められる既製品であること。</p> <p>(1) 完成品であること。</p> <p>(2) 疾病又は負傷の治療遂行上必要なものであること。</p> <p>(3) オーダーメイドで製作した場合のものと同等もしくはそれに準ずる機能が得られるものと認められるものであること。</p> <p>2 リスト収載された製品であっても、療養費としての最終的な支給の可否は、個々の患者の状況に応じて、正当な利用目的、必要性の有無及び代替品の可否等に鑑みて、保険者において判断する。</p> <p>3 リスト収載されていない製品は、個別の製品及び事例に応じて、保険者において、療養費としての支給の可否を判断する。</p> <p>4 既製品の治療用装置について、療養費として支給する額は、次の方法により算出された額を基準価格（上限）とし、当該基準価格（上限）の100分の106に相当する額（円未満切り捨て）を基準として算定する。 <u>（既製品の治療用装置に係る基準価格の算出方法）</u> 基準価格は、「A算定式：オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格（※1）の0.52倍の額（技術料）と仕入価格（※2）の1.3</p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>1 リスト収載された製品であっても、療養費としての最終的な支給の可否は、個々の患者の状況に応じて、正当な利用目的、必要性の有無及び代替品の可否等に鑑みて、保険者において判断する。</p> <p>2 リスト収載されていない製品であっても、個別の製品及び事例に応じて、保険者において、療養費としての支給の可否を判断する。</p> <p>3 リスト収載された製品について、療養費として支給する額については、<u>別紙の基準価格（上限）の100分の106に相当する額を基準として算定する。</u></p>

倍の額（製品価格）を合算した額」と「B算定式：仕入価格（※2）の2倍の額」を比較し、低い額（ただし、下限額を5,000円とする。（※3））とする。

また、基準価格に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

※1 「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の別表1の購入基準中の「基本価格」

※2 厚生労働省が装具業者を対象として行う仕入価格の調査により算出した仕入価格を用いることとしている。

リスト収載されていない製品の場合は、当該製品の仕入価格（税抜）を用いること。

※3 リスト収載されていない製品で、仕入価格（税抜）が1,500円未満の場合は、「（ただし、下限額を5,000円とする。）」は適用しないこと。

保医発 1021 第 1 号
令和 4 年 10 月 21 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

「治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について」の一部改正について

治療用装具の療養費支給基準については、「治療用装具の療養費支給基準について」（昭和 36 年 7 月 24 日保発第 54 号）及び「治療用装具の療養費支給基準について」（昭和 62 年 2 月 25 日保険発第 6 号）により取り扱われているところであり、治療用装具の療養費（以下、単に「療養費」という。）の支給申請に係る手続きについては、「四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等に係る療養費の支給について」（平成 20 年 3 月 21 日保発第 0321002 号）による「弾性着衣等」に係る取扱い等別途取扱いが通知されているものを除き、「治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について」（平成 30 年 2 月 9 日保医発 0209 第 1 号）により取り扱われているところであるが、今般、その一部を下記のとおり改正し、本年 11 月 1 日から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

「治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について」（平成 30 年 2 月 9 日保医発 0209 第 1 号）の一部を次の表のように改正する。

○「治療用装置の療養費支給申請に係る手続き等について」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 領収書について 事業者が発行し支給申請書に添付する領収書については、保険者における審査に資するため、次の内容が記載（又は添付）されていることが適当であること。 (1) 料金明細（内訳別に機能による名称分類、製品名、メーカー名、価格等を記載） (2) オーダーメイド又は既製品の別 (3) 治療用装置を取り扱った義肢装具士の氏名 (4) リスト収載されていない既製品の欄外（備考欄）又は下部の余白等に「リスト外」と記載し、加えて、基準価格の算出方法による基準価格（上限）等（「A算定式による金額」及び採寸・採型区分、「B算定式による金額」の各金額、加えて、基準価格が下限額を適用する場合は「下限額」）を記載する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 領収書について 事業者が発行し支給申請書に添付する領収書については、保険者における審査に資するため、次の内容が記載（又は添付）されていることが適当であること。 (1) 料金明細（内訳別に名称、採型区分・種類等、価格を記載） (2) オーダーメイド又は既製品の別（既製品の場合、製品名を含む。） (3) 治療用装置を取り扱った義肢装具士の氏名（新設）</p> <p>4 (略)</p>

事務連絡
令和4年10月21日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

療養費の支給対象となる既製品の治療用装具の取扱いに関する
疑義解釈資料の送付について

療養費の支給対象となる既製品の治療用装具の取扱いについては、「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」の一部改正について（平成28年9月23日保発0923第3号）等により、令和4年11月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱い等に係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、関係者に周知を図るとともに、窓口での相談対応等にご活用いただき、個々の事案の状況により判断する際の参考とされますようお願いいたします。

(問1) リスト収載されていない既製品の基準価格の算出方法について、「当該製品の仕入価格(税抜)を用いること。」とされているが、支給申請された当該既製品の仕入価格(税抜)に疑義が生じた場合、保険者から装具事業者等に仕入価格(税抜)を確認して良いか。

(答) 可能である。

(問2) リスト収載されていない既製品の治療用装具について、支給申請における仕入価格(税抜)の妥当性の判断において、保険者はどのような確認を行うか。

(答) リスト収載されていない既製品の治療用装具に対する仕入価格(税抜)の妥当性については、リスト収載されている既製品の治療用装具から類似品の仕入価格(税抜)を参考とする、他メーカーの類似品の仕入価格(税抜)を参考とする、当該装具の購入指示を行った保険医へ照会を行う等、保険者において支給の適正な水準を確認し、そのうえで支給額を決定する。

(問3) リスト収載されていない既製品の治療用装具について、「治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について」(平成30年2月9日保発0209第1号)により、事業者が発行し支給申請書に添付する領収書への記載事項を示しているが、必要事項が記載されていない領収書を添付した支給申請書が提出された場合、保険者はどのように対応するのか。

(答) 保険者が行う審査において、領収書に必要事項の記載がされていない理由や内容等を装具事業者等に確認のうえ、必要により被保険者等へ書類の返戻を行うなどの対応を行うこと。

(問4) 患者への採型・採寸、装着(適合)のいずれの過程にも義肢装具士が関与していることが確認できない既製品は、療養費の支給対象とならないのか。

(答) そのとおり。

(問5) リスト記載されていない既製品で仕入価格(税抜)が1,500円以上の場合、療養費として支給する基準の額は、どのように算出するのか。

(答) 既製品の基準価格の算出方法に基づき算出した、A算定式の額とB算定式の額を比較し、低い額を基準価格とする(1円の単位は四捨五入)。

ただし、算出された基準価格が5,000円未満の場合は、下限額の5,000円を適用すること。

そのうえで、算出した基準価格に100分の106を乗じて算出した額(1円未満切り捨て)を療養費として支給する額の基準とする。

(問6) リスト記載されていない既製品で仕入価格(税抜)が1,500円未満の場合、療養費として支給する基準の額は、どのように算出するのか。

(答) 既製品の基準価格の算出方法に基づき算出した、A算定式の額とB算定式の額を比較し、低い額を基準価格とする(1円の単位は四捨五入)。

そのうえで、算出した基準価格に100分の106を乗じて算出した額(1円未満切り捨て)を療養費として支給する額の基準とする。

(問7) 既製品の治療用装具に係る基準価格の算出方法について、「A算定式:オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格(※1)」の基本価格は、「※1 「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第528号)の別表1の購入基準中の「ウ基本価格」」の「採寸」又は「採型」のどちらの額を基本価格とするのか。

(答) オーダーメイドではない既製品の治療用装具に係る基準価格の算出に使用する、購入基準中の「ウ基本価格」は、「採寸」の額を基本価格として使用することを基本とする。

「採型」の額を基本価格として支給申請書が提出された場合、個別の製品及び事例に応じて、保険者の審査において、「採型」の額を基本価格とした理由や内容等を装具事業者等に確認したうえで、支給の可否や支給の適正な水準の支給額を判断、決定する。